

議案第14号

横須賀市教育委員会公印規則中改正について

横須賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月3日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

横須賀市教育委員会公印規則（昭和35年横須賀市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前項の電子計算機による公印及び別に定める印影の印刷については、朱印としないことができる。

第6条及び第7条を次のように改める。

（公印の調製及び改刻）

第6条 公印を調製し又は改刻しようとする場合は、教育総務部長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により調製し又は改刻した公印は、教育総務部総務課備付けの公印台帳の登記を経なければならない。

（印影の印刷）

第7条 定例的な庁外文書又は一時に大量に発送を必要とする同一庁外文書であって、公印を押印すべきもののうち、教育総務部総務課長が印影を印刷することが適当であると認めたものは、公印の押印に代えて印影又はその縮小したものを印刷することができる。この場合において、公印の印影の原版は、教育総務部総務課長が管守する公印（管守者が各学校長又は各幼稚園長である公印の印影の原版にあっては、当該管守者が管守する公印）を使用するものとする。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、使用する文書（印刷発注の文書については、増刷の場合を含む。）ごとに、教育総務部総務課長の承認を受けなければならない。

3 第1項の印刷を終了したときは、速やかに印刷に使用した公印の印影の原版を教育総務部総務課長に提出するものとし、及び当該印影を記録した電磁的記録を廃棄するものとする。

4 公印の印影を印刷した文書は、当該事務の所管課長等が嚴重に保管し、不用となったときは、速やかに、焼却、裁断等の適当な方法により廃棄しなければならない。

本則に次の3条を加える。

(電子計算機による公印)

第8条 事務処理上必要があると教育長が認めるときは、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子印影」という。)を打ち出したものを使用することができる。

2 電子印影を使用しようとするときは、電子印影を使用しようとする文書ごとに教育総務部長の承認を受けなければならない。

3 管守者は、電子印影を厳正に管理しなければならない。

(公印の廃棄等)

第9条 公印が磨滅、き損等により使用に耐えなくなったとき又はその他の事由により使用しなくなったときは、廃棄するものとする。

2 公印を廃棄する場合は、その公印を添えて教育総務部長に届け出なければならない。

3 電子印影を使用しなくなったときは、当該電子印影を消去し、その旨を教育総務部長に届け出なければならない。

(その他の事項)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

別表第1 横須賀美術館之印の項を削り、同表中

横須賀美術館長之印	21	てん書	方35	美術館運営課長	1
横須賀美術館長之印	22	てん書	方21	美術館運営課長	1
横須賀市教育研究所之印	23	てん書	方30	教育研究所長	1

を

横須賀市教育研究所之印	20	てん書	方30	教育研究所長	1	に
-------------	----	-----	-----	--------	---	---

改め、同表横須賀市教育研究所長之印の項中「24」を「21」に改める。

別表第2中	(20)	(21)	(22)	(23)	を
	横 須 賀 美 術 館 之 印	長 美 横 之 術 須 印 館 賀	横 須 賀 美 術 館 長 之 印	横 須 賀 市 教 育 研 究 所 之 印	

(20)	に、「(24)」を「(21)」に改める。
横 須 賀 市 教 育 研 究 所 之 印	

別表第3公印の名称の項の次に次のように加える。

横須賀市教育委員会之印	1	横 須 賀 市 教 育 委 員 会 之 印	てん書	方35	総務課長	庶務事務システムによる人事異動通知書
-------------	---	-----------------------------	-----	-----	------	--------------------

別表第3横須賀市教育委員会教育長之印の項中「1」を「2」に改め、同表横須賀市教育委員会教育長職務代理者之印の項中「2」を「3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

横須賀美術館に関する事務の市長への移管等に伴い、所要の条文整理を行うため。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、形式番号、書体、寸法、管守者及び個数は、別表第1に掲げるとおりとし、公印の形式は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 電子計算機に記録する公印の名称、形式番号、形式、書体、寸法、管守者及び使用区分は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 第1項の公印は、朱印とする。

ただし、前項の電子計算機による公印及び別に定める印影の印刷については、朱印としないことができる。

(模造公印)

第6条 教育長は、処務便宜のため、印刷用凸版の模造公印を調製することができる。

第7条 事務処理上必要があると教育長が認めるときは、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子印影」という。)を打ち出したものを使用することができる。

2 電子印影を使用しようとするときは、電子印影を使用しようとする文書ごとに教育総務部長の承認を受けなければならない。

3 管守者は、電子印影を厳正に管理しなければならない。

(電子計算機による公印)

第8条 事務処理上必要があると教育長が認めるときは、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子印影」という。)を打ち出したものを使用することができる。

2 電子印影を使用しようとするときは、電子印影を使用しようとする文書ごとに教育総務部長の承認を受けなければならない。

3 管守者は、電子印影を厳正に管理しなければならない。

(公印の廃棄等)

第9条 公印が磨滅、き損等により使用に耐えなくなったとき又はその他の事由により使用しなくなったときは、廃棄するものとする。

2 公印を廃棄する場合は、その公印を添えて教育総務部長に届け出なければならない。

3 電子印影を使用しなくなったときは、当該電子印影を消去し、その旨を教育総務部長に届け出なければならない。

(その他の事項)

第10条 この規則施行について必要な事項は、教育長が定める。

(公印の調製及び改刻)

第6条 公印を調製し又は改刻しようとする場合は、教育総務部長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により調製し又は改刻した公印は、教育総務部総務課備付けの公印台帳の登記を経なければならない。

(印影の印刷)

第7条 定例的な庁外文書又は一時に大量に発送を必要とする同一庁外文書であつて、公印を押印すべきもののうち、教育総務部総務課長が印影を印刷することが適当であると認めたものは、公印の押印に代えて印影又はその縮小したものを印刷することができる。この場合において、公印の印影の原版は、教育総務部総務課長が管守する公印(管守者が各学校長又は各幼稚園長である公印の印影の原版にあつては、当該管守者が管守する公印)を使用するものとする。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、使用する文書(印刷発注の文書については、増刷の場合を含む。)ごとに、教育総務部総務課長の承認を受けなければならない。

3 第1項の印刷を終了したときは、速やかに印刷に使用した公印の印影の原版を教育総務部総務課長に提出するものとし、及び当該印影を記録した電磁的記録を廃棄するものとする。

4 公印の印影を印刷した文書は、当該事務の所管課長等が厳重に保管し、不用となったときは、速やかに、焼却、裁断等の適当な方法により廃棄しなければならない。

別表第1(第3条第1項関係)

公印の名称	形式 番号	書体	寸法 (ミリメー トル)	管守者	個数
横須賀市教育委員会之印	1	てん書	方35	総務課長	1
横須賀市教育委員会之印	2	てん書	方35	総務課長	1
横須賀市教育委員会之印	3	てん書	方12	総務課長	1
横須賀市教育委員会教育 長之印	4	てん書	方35	総務課長	1
横須賀市教育委員会教育 長之印	5	てん書	方21	総務課長	1
横須賀市教育委員会教育 長之印	6	てん書	方21	総務課長	1
横須賀市教育委員会教育 長職務代理者之印	7	てん書	方21	総務課長	1
横須賀市立何々学校之印	8	てん書	方55	各学校長	各1
横須賀市立何々学校長之 印	9	てん書	方21	各学校長	各1
横須賀市立何々学校長職 務代理者之印	10	てん書	方21	各学校長	各1
横須賀市立何々学校長之 印	11	てん書	方21	各学校長	各1
横須賀市立何々幼稚園之 印	12	てん書	方55	各幼稚園長	各1
横須賀市立何々幼稚園長 之印	13	てん書	方21	各幼稚園長	各1
横須賀市立何々幼稚園長 職務代理者之印	14	てん書	方21	各幼稚園長	各1
横須賀市立何々幼稚園長 之印	15	てん書	方21	各幼稚園長	各1
横須賀市立何々図書館之 印	16	てん書	方30	各図書館長	各1

横須賀市立何々図書館長 之印	17	てん書	方21	各図書館長	各1
横須賀市自然・人文博物 館之印	18	てん書	方30	博物館運営 課長	1
横須賀市自然・人文博物 館長之印	19	てん書	方21	博物館運営 課長	1
横須賀美術館之印	20	てん書	方30	美術館運営 課長	1
横須賀美術館長之印	21	てん書	方35	美術館運営 課長	1
横須賀美術館長之印	22	てん書	方21	美術館運営 課長	1
横須賀市教育研究所之印	20 23	てん書	方30	教育研究所 長	1
横須賀市教育研究所長之 印	21 24	てん書	方21	教育研究所 長	1

別表第2(第3条第1項関係)

(1) 横須賀市 教育委員 会之印	(2) 横須賀市 教育委員 会之印	(3) 横須賀市 教育委員 会之印	(4) 横須賀市 教育委員 会之印	(5) 横須賀市 教育委員 会之印
(6) 横須賀市 教育委員 会之印	(7) 横須賀市 教育委員 会教育長 職務代理 者之印	(8) 横須賀市 立何々学 校之印	(9) 横須賀市 立何々学 校長之印	(10) 横須賀市 立何々学 校長職務 代理者之 印
(11) 横須賀市 立何々学 校長之印	(12) 横須賀市 立何々学 校長之印	(13) 横須賀市 立何々学 校長之印	(14) 横須賀市 立何々学 校長職務 代理者之 印	(15) 横須賀市 立何々学 校長職務 代理者之 印
(16) 横須賀市 立何々学 校長之印	(17) 横須賀市 立何々学 校長之印	(18) 横須賀市 立何々学 校長之印	(19) 横須賀市 立何々学 校長之印	(20) 横須賀市 立何々学 校長之印
(21) 横須賀市 立何々学 校長之印	(22) 横須賀市 立何々学 校長之印	20 (23) 横須賀市 立何々学 校長之印	21 (24) 横須賀市 立何々学 校長之印	

別表第3(第3条第2項関係)

公印の 名称	形式 番号	形 式	書 体	寸法(ミリ メートル)	管 守 者	使用区分
横須賀市 教育委員 会教育長 之印	1 2	横須賀市 教育委員 会教育長 之印	てん書	方21	窓口サー ビス課長	窓口サー ビス課の所 管事務で、 部長以下の 専決できる 文書のうち 電子印影を 打ち出した ものにより 処理する必 要

横須賀市 教育委員 会之印	1	横須賀市 教育委員 会之印	てん書	方35	総務課 長	庶務事務シ ステムによ る人事異動 通知書
---------------------	---	---------------------	-----	-----	----------	--------------------------------

	があると認められるもの
各行政センター館長	行政センターの所管事務で、館長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
支援教育課長	支援教育課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
保健体育課長	保健体育課の所管事務で、部長以下の専決できる文書の

						うち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
横須賀市教育委員会教育長職務代理者之印	3	横須賀市教育委員会教育長職務代理者之印	てん書	方21	窓口サービス課長	窓口サービス課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					各行政センター館長	行政センターの所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

					支援教育課長	支援教育課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					保健体育課長	保健体育課の所管事務で、部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの